**合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付について**

市では川や池などの水を守るため、下水道事業や農業集落排水事業で、トイレや台所などから出る生活排水をきれいにしています。

しかし、下水道などの通らない区域もありますので、そのような地域では浄化槽を設置して汚れた水を流さないようにしなければなりません。

そこで、下水道などで処理されない区域内の住宅に合併処理浄化槽を設置する方を対象に、補助金を交付します。

【対象になる区域】

　「公共下水道事業認可区域」「農業集落排水事業整備区域」以外の区域

【交付対象となる方】

　交付を受けられる方は、対象区域内の住宅（住宅部分が１／２以上の併用住宅を含む）に合併処理浄化槽を設置する方又は設置される住宅を購入する方です。

　ただし、次の方は対象になりません。

　・　浄化槽設置等の届出審査又は建築確認を受けずに設置する方

　・　住宅を借りていて、賃貸人の承諾を得られない方

　・　市税を滞納している方

　・　小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録がされた合併処理浄化槽以外を設置する方

　・　すでに合併処理浄化槽を設置している方

　・　販売目的で合併処理浄化槽付きの住宅を建築する方

※　販売目的の建築者には補助金は交付されませんが、その住宅を購入する方には補助金が交付されますので、建築者は確認願の提出や工事中の写真撮影をしておく必要があります。

【対象となる合併処理浄化槽】

　処理対象人員１０人以下の合併処理浄化槽で、ＢＯＤ除去率９０％以上、放流水のＢＯＤ２０㎎／ℓ（日間平均値）以下の機能を持ち、国の補助指針に適合するものに限ります。

【補助金の額】

　補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する実際の支出額又は次の表の人槽区分に応じて定める限度額の、いずれか少ない方の額となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 人槽区分 | ５人槽 | ６～７人槽 | ８～１０人槽 |
| 限度額 | 　１８６，０００円 | ２１８，０００円 | ２７６，０００円 |

【条件】

　交付するときに、次のような条件が付されます。

　・　申請内容の変更等をするときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければな

　　りません。

　・　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合には、速やかに市

　　長に報告し、その指示を受けなければなりません。

　・　補助事業を中止し、又は廃止する場合にはその理由を記載した書類を市長に提出し、その

　　承認を受けなければなりません。

　・　指定された期間中に、補助事業により設置した合併処理浄化槽を譲渡するとき等はあらか

　　じめ市長の承認を受けなければなりません。

　・　補助事業の状況、経費の支出その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を

　　備え付け、これらを指定された期間保管しておいてください。

**※　補助金の交付申請は、合併処理浄化槽の設置工事着手前に申請してください。**

**※　令和６年度の補助金は、令和７年３月１０日までに事業を完了できる方が対象となります。**

【補助金の申請】　**※補助金の交付申請は、合併処理浄化槽の設置工事着手前に申請してください。**

　合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて申請してください。（販売用合併処理浄化槽付き住宅の届出の場合は、添付書類が異なります。）

（１）　審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

（２）　設置工事を監督する浄化槽設備士の免状の写し

（３）　設置工事契約書又は見積書（配管工事を含めた工事明細書）の写し

（４）　登録浄化槽管理票（C票）及び登録証（登録浄化槽）の写し

（５）　小型合併処理浄化槽機能保証登録証

（６）　設置場所付近の見取り図

（７）　設置浄化槽の構造図及び配置配管図

（８）　市税納税証明書

（９）　合併処理浄化槽付き住宅を購入する場合は、確認済書（様式第２号）

（１０）　その他市長が必要と認める書類

【実績報告】

　補助事業等が完了したときは、合併処理浄化槽設置完了報告書（様式第６号）に次の書類を添えて、補助事業が完了後１か月以内又は当該年度の３月１０日のいずれか早い日までに提出してください。

（１）　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

（２）　法第７条（設置後等の水質検査）に規定する検査依頼書の写し

（３）　設置工事費の請求書又は領収書の写し

（４）　工事工程写真

（５）　浄化槽設備士が適正に施工を確認したことを証するもの

※　黒石市補助対象合併処理浄化槽設置工事施工審査チェックリストを作成してください。

（６）　その他市長が必要と認める書類

【補助金の請求】

　実績報告書提出後に現地確認（要立会）を行い、補助金交付確定通知書を送付しますので、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書（様式第８号）を提出してください。

【使い始めたら】

　法律の定めるところにより水質検査を受け、また、合併処理浄化槽の機能を維持するために、定期的な点検、清掃を行ってください。

【手続きの流れ】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　請　人(工事着工)(工事完了) | 補助金交付申請書補助金交付決定通知書実績報告補助金交付確定通知書補助金交付請求書補助金交付 | 市(審査)(審査) |

※　申請時の内容に変更が生じた場合は、

　事業計画変更（中止、廃止）承認申請書

を提出してください。

※　申請者が合併処理浄化槽付きの住宅を

購入する場合は異なります。

【申請者が合併処理浄化槽付きの住宅を購入する場合の手続きの流れ】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建　築　者(工事着工)(工事完了) | 補助対象合併処理浄化槽確認願確認済書補助金交付申請書補助金交付決定通知書実績報告補助金交付確定通知書補助金交付請求書補助金交付 | 市(審査)(審査)(審査) |
|  |
| 申　請　人 |